
日本放送協会 理事会議事録

(2019年 6月11日開催分)

2019年 6月28日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

2019年 6月11日(火) 午前9時00分～9時15分

<出席者>

上田会長、堂元副会長、木田専務理事、児野専務理事・技師長、
荒木専務理事、松原理事、黄木理事、中田理事、鈴木理事、松坂理事
今井特別主幹、坂本特別主幹
高橋監査委員

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

上田会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 報告事項

- (1) 平成30年度業務報告書の構成および今後のスケジュールについて
- (2) 2018年度下半期(10月～3月)内部監査・関連団体調査実施状況
- (3) 2019年度規程類の是正のための措置に関する移行計画の策定について

議事経過

1 報告事項

(1) 平成30年度業務報告書の構成および今後のスケジュールについて

(経営企画局)

「日本放送協会平成30年度業務報告書」の構成および今後のスケジュールについて報告します。

NHKの業務報告書は、放送法第72条に基づき、毎年度の事業の実施結果について取りまとめるもので、NHKの業務の概要を対外的に明らかにする唯一の公式文書です。NHKは業務報告書を、事業年度経過後3か月以内、つまり6月末までに、監査委員会の意見書を添付して、総務大臣に提出しなければならないことになっています。業務報告書は、NHK自身の主観的な評価を加えることなく、放送法で規定された業務の執行に関する事実を正確に書き留めるべきものとして編集しています。

業務報告書の構成を説明します。

業務報告書に記載する事項は、放送法施行規則第30条に定められており、例年、その規定に沿った章立てで作成しています。

第1章は、事業の概況を記すもので、第2章以下の各章の要約を記載することとしています。第2章は放送番組についての概況、第3章は放送番組に関する調査研究、第4章は営業活動の諸施策や受信契約等に関する事項、第5章は視聴者からのご意見への対応、広報・イベントなど視聴者関係の業務、第6章は放送設備の整備・運用、第7章は放送技術の研究、第8章は経営委員会、監査委員会、執行部の構成や活動状況、組織・職員の状況、第9章は財政の状況、第10章は子会社等の概要、第11章にはその他の事項を記述します。

さらに、本編の記述以外に、資料編として年間放送時間、受信契約件数、子会社の概況等、52点の資料を添付する予定です。

今後は、6月18日開催の理事会で内容を審議していただき、了承されれば6月25日開催の第1332回経営委員会に提出する予定です。経営委員会の議決が得られた後に、監査委員会の意見書を添えて、財務諸表とともに総務大臣に提出し、公表します。提出後は、総務大臣の意見が付されたうえで、内閣を經由して国会に報告されることになっています。

以上の内容は、本日開催の第1331回経営委員会に報告します。

(2) 2018年度下半期(10月～3月)内部監査・関連団体調査実施状況

(内部監査室)

2018年10月～2019年3月にかけて、各地の放送局や本部部局などで実施した定期監査、関連団体調査の結果について報告します。

まず、定期監査の実施状況についてです。

定期監査は、拠点局が松山、域内放送局が函館、千葉、松江、横浜、高知、北九州、熊本で実施しました。本部部局は、制作局、放送センター建替業務、人事局、国際放送局、報道局、情報システム局、編成局、大型企画開発センターで実施しました。海外総支局は、ロンドン、ヨハネスブルク、サンパウロ、ワシントン、ニューデリー、ウィーンで実施しました。各業務プロセスについて監査し、S、A～Eの6段階で評価した結果、「S」が6、「A」が5、「B」が3、「C」が1、「D」が2、「E」が2と判断しました。なお、海外総支局のうち3局については書面監査のため、実地監査と同様の評価は行っていませんが、いずれも管理レベルは適正でした。

続いて、関連団体調査についてです。

関連団体調査は、NHK出版、NHKアイテック、NHKプラネット中部支社、NHKプラネット中国支社で実施し、内部統制の整備・運用状況などを調査した結果、「B」が1、「C」が2、「D」が1と判断しました。

なお、本部各部局・放送局・海外総支局、関連団体いずれについても、各指摘については改善を提案し、フォローアップで順次、改善を確認しています。

(3) 2019年度規程類の是正のための措置に関する移行計画の策定について

(総務局)

2019年4月に「規程類管理規程」(以下、「管理規程」)を制定し、向こう2年間を移行期間として体系的な整理を進めることとしました。このたび、管理規程附則第2条の定めに基づき、2019年3月31日以前に制定されたNHKの規程類を管理規程の定めにも適合するよう是正する措置について、2019年度の移行計画を策定したので報告します。

移行計画は、まず基本方針として、移行期間中は、現行の規程集、例規定本は存続することとし、これと並行して、規程類を区分、分野等に応じて体系的に再整理することなど、5つの方針を記載しています。

続いて、関係者間の情報共有として、規程類の各所管組織に窓口担当者を定めるほか、職員に向けて定期的に必要な情報提供を行うことなどを記載しています。このほか、規程類の管理責任の内容に応じ措置すべき事項と、実施スケジュールを加えた計4点で構成しています。

(今井特別主幹) 規程類によっては、体系化や個別改正を行うのに長期間要するものもありますので、個々の事情に応じて対応していくことになると思います。

(会 長) 規程類の体系化にあたっては、順番の並び替えや項目の分類にとどまらず、実態に即すよう改正することが肝要かと思います。それぞれの役員の担務においても関りがあるので対応をお願いします。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

2019年 6月25日

会 長 上 田 良 一